

七人の坐せる船一隻、風を被り浙省鄞県地方に飄入し転護せられて閩に来たる有り。列憲の、船身を修葺して行糧を給発するを蒙り、先に遣発するを行うも、奈んせん、伊の船の梢は痘瘡に伝染し駕駛すること能う莫きに縁り、猷等の船隻は黄岐地方に到るに迫ぶも、伊の船は尚お彼の処に在りて未だ開駕するを行わず、等の語あり。此れを拠けたり。

茲に査するに、兩項の船隻は、今に至るも俱に未だ歸るを見ず。恐るらくは或いは本国の属島に飄入するや、抑も或いは風に阻まれ閩地にあるやは、均しく未だ定むべからず。

統べて祈るらくは、貴司、皇上の遠人を懐柔するの至意を仰体し、代わりて査訪を為し、若し或いは閩省に阻滞せらるれば、早やかに遣発して回国するを賜らんことを。望むこと切なり。此れが為に貴司に備咨す。煩為わくは査照して施行せんことを。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆四十二年（一七七七）十一月初二日

注（一）鄞県 現在の浙江省寧波市鄞州区。ここでは寧波府沿海のことか。

（二）痘瘡 天然痘。疱瘡。

（三）黄岐 閩江河口の東北の黄岐半島中部に位置し、連江県定海に隣接する。

2-63-09

琉球国中山王尚穆の、乾隆四十二年の接貢のため、存留通事林維新等に付した執照（乾隆四十二《一七七七》、十一、一二）

琉球国中山王尚（穆）、恭しく勅書を迎え、併びに使臣を接回する事の為にす。

照らし得たるに、本爵、業に乾隆四十一年冬に於て貢使の耳目官翁宏基・正議大夫鄭鴻勳等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢せしむ。本爵、福建等処承宣布政使司に移咨するを経て、起送して京に赴き叩きて聖禧を祝らしめて案に在り。

茲に還国の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事程容光等を遣わし、梢役共に九十一員名を帶領して海船一隻に坐駕せしめ、前みて福建に至り、恭しく皇上の勅書併びに欽賞の幣帛を迎え、及た京より回る使臣の翁宏基・鄭鴻勳・金策は閩に在るの存留通事鄭永功等と与に国に還らしめんとす。

但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府の礼字第一百十三号半印勘合の執照一道を給発し、存留通事林維新等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実したれば、即便に放行し、留難して阻滞するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

在船都通事一員 程容光 跟伴四名

在船使者二員 <sup>(1)</sup>向永康 跟伴八名  
<sup>(2)</sup>毛世隆

存留通事一員 林維新 跟伴六名

管船夥長・直庫二名 梁允功 <sup>(3)</sup> 仲達道 <sup>(4)</sup>

水梢共に六十七名

右の執照は存留通事林維新等に付し、此れを准けしむ

乾隆四十二年（一七七七）十一月初二日 給す

注 (1) 向永康 源河里之子親雲上朝泰（『家譜（二）』五六一頁、程容

光の譜）。乾隆四十二年の在船使者。

(2) 毛世隆 康熙五十五〜乾隆四十六年（一七一六〜八二）。首里系

毛氏（平安名家）七世。平安名親雲上栄幸。乾隆三十一年当座

敷、三十二年座敷に陞る。乾隆十五年に勝連間切平安名地頭職

を授かる。給地中取、琉倉役などを経て乾隆四十二年の接貢船

官舎、乾隆四十五年の進貢才府として中国へ赴き、同年に福州

で没した（『毛姓家譜 大宗 平安名家』）。

(3) 梁允功 久米村系梁氏。外間通事親雲上、のちに安慶名親雲

上。『宝案』では乾隆五十七年（巻七九）、嘉慶四年の在船都通

事（巻八九）、嘉慶五年の都通事（巻九一）、八年の正議大夫

（巻九六）としても名がみえる。また嘉慶三年（二七九八）の結

状では長史とある（巻八八）。

(4) 仲達道 乾隆四十二年の管船直庫。『宝案』では乾隆四十四年、

四十六年の管船直庫（巻六五・六七）としても名がみえる。